

公募型指名競争入札の執行について

公募型指名競争入札を次のとおり執行する。

令和3年9月28日

大阪市住宅供給公社
理事長 國松 弘一

1 担当課

〒530-0041 大阪市北区天神橋6丁目4番20号
大阪市住宅供給公社総務部経理課
電話 06-6882-7003

2 入札に付する事項

(1) 委託名称

- ①毛馬住宅外36住宅石綿含有建材（外壁仕上げ塗材等）採取及び成分分析調査業務委託
- ②長柄東住宅外28住宅石綿含有建材（外壁仕上げ塗材）採取及び成分分析調査業務委託

(2) 履行場所

- ①大阪市都島区毛馬町2-11-13外 毛馬住宅3号館外36住宅
- ②大阪市北区長柄東2-6外 長柄東住宅6号館外28住宅

（詳細は仕様書による）

(3) 履行期間

- ①契約締結日 から 令和4年1月31日（月）
- ②契約締結日 から 令和4年1月31日（月）

(4) 業務概要

本業務は、上記対象施設の改修工事の事前調査として実施するもので、外壁仕上げ塗材を、受注者が試料を採取し、各検体について対象種（アクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロシドライト及びトレモライト）の6種類について定性分析を行う。

3 発注方式

単体企業に発注する。

4 入札参加資格

次に掲げる条件のすべてに該当し、大阪市住宅供給公社（以下「公社」という。）の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は、入札に参加することができる。

- (1) 入札参加申請時において、令和元・2・3年度大阪市入札参加有資格者名簿に業務委託種目「09 環境調査・検査その他の調査・検査 01 環境調査・検査」又は「09 環境調査・検査その他の調査・検査 03 その他調査」又は「09 環境調査・検査その他の調査・検査 04 その他検査」のいずれかの登録があること。
- (2) 入札参加申請時において、大阪市住宅供給公社競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 入札参加申請時において、大阪市住宅供給公社契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。

- (4) 大阪市住宅供給公社契約規程第7条第2項及び第3項に該当しない者であること。
(5) 申請者と直接的な雇用関係があり、次の①②の要件を満たす業務責任者を配置できること。

①含有分析実施において、次の資格を有していること

公益社団法人日本作業環境測定協会の石綿分析技術評価事業におけるAランク又はBランク認定分析技術者

②試料採取実施において、次のア～ウのうちいずれかの資格を有していること

ア 一般社団法人JATI協会認定のアスベスト診断士

イ 建築物石綿含有建材調査者講習登録規程に基づく、建築物石綿含有建材調査者講習の修了者

ウ 労働安全衛生法に基づく、石綿作業主任者

(6) 関係会社の参加制限

当該入札に参加しようとする者で、次の①～④のいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの1者しか参加できない。

① 資本関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。

ア 子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。イにおいて同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。イにおいて同じ。）の関係にある場合

イ 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合

② 人的関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、アについては、会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

ア 一方の会社等の役員（株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあつては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。）の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

ウ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③ 以下のいずれかに該当する2者の場合

ア 組合とその組合員

イ 一方の会社等の代表者と、他方の会社等の代表者が夫婦、親子の関係である場合

ウ 一方の会社等の代表者と、他方の会社等の代表者が血族の兄弟姉妹の関係である場合で、かつ、本店又は、受任者を設けている場合の支店（営業所を含む）の所在地が、同一場所である場合

エ 一方の会社等の電話、ファクシミリ、メールアドレス等の連絡先が、他方の会社等と同一である場合

オ 一方の会社等の大阪市又は当公社の入札に関わる営業活動を携わる者が、他方の会社等と同一である場合

④ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

5 入札参加申請等

- (1) 入札参加を希望する者は、次の書類を提出し、入札参加資格審査を受けなければならない。

ア 公募型指名競争入札参加申請書

イ 印鑑証明書（原本）

注 申請時において、発行日より3か月以内のものに限る。

ウ 使用印鑑届

エ 委任状

注 入札参加の申請・入札・契約締結等の権限を委任する場合のみ必要。

注 受任者は支店長・営業所長又はこれに準ずる地位以上の者に限る。

オ 配置予定業務責任者調書

注 資格等を証明できるものを添付すること。

注 申請者と直接的な雇用関係が確認できるものを添付すること。（以下の中からいずれか1つ。）

- ・健康保険被保険者証の写し（所属会社のわかるもの。）
- ・標準報酬決定通知書の写し
- ・雇用保険における被保険者証の写し
- ・雇用保険における被保険者通知書の写し（事業主通知用）
- ・市町村発行特別徴収税額通知書の写し（特別徴収義務者用）

カ 資本関係・人的関係に関する調書

(2) 交付期間

令和3年9月28日（火）から 令和3年10月12日（火）

9：00～17：00（12：15～13：00を除く）

但し、土・日曜日及び祝日の公社休業日を除く。

(3) 交付場所

下記にて受領するか、公社ホームページよりダウンロードすること。

公社 経理課（契約担当）

大阪市北区天神橋6丁目4番20号（住まい情報センター6階）

TEL 06-6882-7003

ホームページ <http://www.osaka-jk.or.jp/>

(4) 受付期間

令和3年10月11日（月）から 令和3年10月12日（火）

14：00～17：00

但し、土・日曜日及び祝日の公社休業日を除く。

(5) 受付場所

上記（3）交付場所と同じ。

(6) 申請書類は、入札参加受付期間に受付場所に持参して提出しなければならない。

(7) 申請書類の作成及び提出にかかる費用は、申請者の負担とする。

(8) 提出された入札参加資格審査資料は、申請者に無断で他に使用しない。

6 入札参加申請書の取扱いについて

受付後の入札参加申請書の撤回は認めない。

7 入札参加者の指名等

(1) 入札参加申請の提出書類により入札参加資格を審査したうえ、令和3年10月15日（金）に電話にて指名通知し、指名通知書を交付する。

(2) 指名されなかった申請者に対しては、理由を付して通知する。

8 質疑等

(1) 仕様書等に疑義がある場合は、下記の日時まで質疑書をFAXにて提出すること。

質疑受付期限 令和3年10月20日（水） 17：00 まで

質疑提出先 大阪市住宅供給公社 住宅管理部募集センター

(2) 回答は、令和3年10月25日付で、公社ホームページ上で掲載する。

9 入札執行日時及び場所

(1) 入札執行日時

令和3年10月29日(金) ①14:00 ②14:15

(2) 入札執行場所

公社 5階 入札室

10 入札に参加することができない者

(1) 入札参加申請期限までに参加申請をしなかった者、又は入札参加の指名をされなかった者

(2) 入札参加申請期限より入札執行日時までの間において、大阪市住宅供給公社競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止中の者

(3) 入札参加申請期限より入札執行日時までの間において、大阪市住宅供給公社契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者

(4) 入札参加申請時より入札時までの間において、4-(6)に該当する事実が判明した者。ただし、該当する者の1者を除くすべてが入札を辞退した場合、残る1者は入札に参加することができる。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 契約金額の100分の5以上納付

ただし、大阪市住宅供給公社契約保証金取扱要綱第3条第1項第2号のいずれかに該当するときは、契約保証金を免除する。

(3) 契約保証人 不要

12 入札の無効

(1) 大阪市住宅供給公社契約規程第18条第1項の規定に該当する入札

(2) 申請書類に虚偽の記載をした者の入札

13 落札者の決定方法

(1) 予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 上記(1)の規定により落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、くじ等により落札者を決定するものとする。

14 その他

(1) 落札決定後契約締結までに、落札者が大阪市住宅供給公社契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行なわないものとする。

(2) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市住宅供給公社契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行うことがある。